

(意見書案第 18 号)

「情報・コミュニケーション法 (仮称)」の早期制定を求める意見書

現代社会において、あらゆる情報にアクセスし、自由にコミュニケーションをとることは社会生活上不可欠である。しかし、障がいや難病、高齢のため I T 機器が使えない、持てない人たちに対する適切な福祉施策、人的支援がなければ、情報へのアクセス格差、コミュニケーション格差が生じてしまう。こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくために必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要である。

障がい者の場合は、「障害者権利条約」の中で障がい者が自ら選択し、自ら決定することが基本理念としてうたわれており、情報へのアクセスや自由なコミュニケーションに困難を抱える人たちに対し、それらを保障する環境整備が望まれている。

また、「障害者基本法」が改正された際、衆参両院において「(前略) 救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」等の附帯決議もなされている。

よって、国においては、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 障害者基本法第 3 条に手話が「言語」として定義されていることを踏まえ、障がい者差別解消法や障がい者に関する法律において、「言語」、「コミュニケーション」、「情報」の定義、権利規定を明記し、あらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 当該法整備に当たり、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法 (仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 24 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛